

厚生労働大臣認可特定保険

事業主様向け

労 保 連 労働災害保険

—労働災害が起きたとき—
事業場としてできる備えは万全ですか

「労保連労働災害保険」は国の労災保険に上乗せして補償を行う保険です。



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会（労保連）

労働保険制度の健全な発展と労働者の福祉の向上を目的とした、全国47都道府県に支部を置く法人です。

労働災害はある日突然起こります……その時、十分な備えはできていますか？



被災労働者の生活補償

事業主の責任



労働災害が起きた場合、被災労働者やそのご家族から、国の労災保険以外の補償を求められるケースもあります。

労保連労働災害保険は、労働災害(以下「労災」といいます。)によって求められる様々な補償リスクから事業主様をサポートする保険です。



労保連労働災害保険の特長

国の労災保険に準拠しているので、業務上災害はもちろん通勤災害も基本契約のみで補償されます。また、基本契約で補償する業務上災害には、脳・心臓疾患及び精神障害も含まれます。

※通勤災害補償、脳・心臓疾患及び精神障害補償のオプション契約は必要ないので、年間保険料を抑えられます。

事業主に使用される労働者(正社員、契約社員、パート、アルバイト等)が補償対象者になります。また、国の労災保険の特別加入者(事業主、一人親方等)も補償対象者になります。

国の労災保険に準拠しているので、保険金請求時の複雑な手続や審査がありません。また、保険金は労保連に請求後、原則30日以内にお支払いします。

※国の労災保険の申請時に監督署に提出した書類の写しや監督署から送付された「支給決定通知書」の写しが必要です。

建設業の方へ

保険契約者である元請事業主の現場で働く下請(孫請)事業場の労働者も補償対象者になります。

※下請(孫請)事業場の特別加入者は補償対象者になりません。

保険契約者である下請事業主の現場での労災を補償する「下請事業担保特約」があります。

※孫請事業場の労働者も補償対象者になります。なお、孫請事業場の特別加入者は補償対象者になりません。

また、保険契約事業場には、公共工事受注時に必要な経営事項審査において15点が加算されます。

※審査に必要な「加入証明書」は随時発行します。

お支払いする保険金の種類

休業 保険金	労災により休業する場合(休業4日目以降、最大1,092日を限度) ※国の労災保険による給付と合わせると、100%の収入を確保(下図参照)	
障害 保険金	労災により国の労災保険の障害等級(1級から14級)に該当する後遺障害が残った場合	
死亡 保険金	労災により死亡した場合 ※死亡保険金とは別に死亡弔慰金として一律30万円を加算	

例えば、月収30万円(給付基礎日額1万円×30日)の労働者が労災により30日休業した場合、休業前の給付基礎日額の80%に当たる24万円(給付基礎日額1万円×80%×30日)が国の労災保険から給付されます。労保連労働災害保険を契約することで、休業前の賃金の20%に当たる6万円(給付基礎日額1万円×20%×30日)の保険金を受けることができ、合わせると100%の収入を確保できます。



契約の型(パターン)の選択と補償内容

契約時、ご希望の補償内容に沿って契約の型(パターン)をお選びください(休業補償なしも選択可)。

契約の型 (パターン)とタイプ	補償内容	休業保険金	障害保険金			死亡保険金
			14級	7級	1級	
I 型A (基本)	休業日数(待期期間 3日を除く)1日に つき被災労働者の 給付基礎日額の2/10	12日	300日	600日	600日	
II 型A (親切)		16日	400日 注1)	800日	800日	
III 型A (充実)		20日	500日	1,000日	1,000日 注3)	
* 休業保険金の補償を必要としない事業場様向けにBタイプもご用意しています。						
I 型B (基本)	補償なし	12日	300日	600日	600日	
II 型B (親切)		16日	400日 注2)	800日	800日	
III 型B (充実)		20日	500日	1,000日	1,000日 注4)	

※被災労働者の給付基礎日額(1日当たりの賃金)に、選択した契約の型とタイプに応じた日数を乗じた金額が保険金額になります。

なお、障害保険金の等級は、国の労災保険で認定された障害等級に準じた等級になります。

※契約は3口まで、死亡保険金は最大3,000日(1,000日×3口)になります(補償内容は、最終ページの「保険金額について」参照)。

なお、Aタイプの休業補償は契約口数にかかわらず1口のみになります(契約2口はAタイプ+Bタイプ、3口はAタイプ+Bタイプ×2)。

被災労働者の給付基礎日額が10,000円のとときに支給される保険金額(例)

●休業保険金(休業日数が100日のととき(待期期間3日除く))

※Aタイプのみ、Bタイプは補償なし

$$10,000円 \times 2/10 \times 100日 = 200,000円$$

●障害保険金(国の労災認定が障害等級7級のととき)

・(1口) II型A契約では

(注1)

$$10,000円 \times 400日 = 4,000,000円$$

・(2口) II型A+II型B契約では

(注1)+(注2)

$$10,000円 \times 800日 = 8,000,000円$$

●死亡保険金(死亡弔慰金、一律300,000円を加算)

・(1口) III型A契約では

$$死亡保険金 + 死亡弔慰金 = 10,300,000円$$

(注3)

$$10,000円 \times 1,000日 = 10,000,000円$$

$$死亡弔慰金 = 300,000円$$

・(3口) III型A+III型B+III型B契約では

$$死亡保険金 + 死亡弔慰金 = 30,300,000円$$

(注3)+(注4)+(注4)

$$10,000円 \times 3,000日 = 30,000,000円$$

$$死亡弔慰金 = 300,000円$$

保険金支払事例

業務上災害 休業	工場内にて荷物を両手で持って運搬中、 パレットにつまづき転倒
事業の種類	印刷又は製本業
保険料	18,970円 (I 型A)
被災者	48歳 (給付基礎日額 7,574円)
休業保険金	105,980円 (70日分)

通勤災害 休業	勤務先へ出勤途中に階段を踏み外し 骨折
事業の種類	卸売・小売業、飲食店又は宿泊業
保険料	10,750円 (I 型A)
被災者	54歳 (給付基礎日額 7,478円)
休業保険金	74,750円 (50日分)

業務上災害 障害	凍結庫内を移動中、凍った床面で転倒 し後頭部を強打、後に身体障害
事業の種類	食品製造業
保険料	105,480円 (III 型A)
被災者	62歳 (給付基礎日額 8,184円)
休業保険金	422,206円 (259日分)
障害保険金 障害等級9級	2,455,200円 (300日分)

通勤災害 障害	勤務先から自転車で帰宅途中に自動車 にはねられ負傷、後に身体障害
事業の種類	その他の各種事業
保険料	12,530円 (III 型A・III 型B)
被災者	42歳 (給付基礎日額 6,230円)
休業保険金	12,460円 (10日分)
障害保険金 障害等級10級	2,492,000円 (400日分)

業務上災害 死亡	社用車を運転中にくも膜下出血を発症 【脳・心臓疾患】
事業の種類	卸売・小売業、飲食店又は宿泊業
保険料	49,240円 (II 型A)
被災者	50歳 (給付基礎日額 16,054円)
死亡保険金	12,843,200円 (800日分)
死亡弔慰金	300,000円

通勤災害 死亡	勤務先へバイクで走行中に右折車両と 衝突
事業の種類	卸売・小売業、飲食店又は宿泊業
保険料	31,950円 (III 型A)
被災者	45歳 (給付基礎日額 9,254円)
死亡保険金	9,254,000円 (1,000日分)
死亡弔慰金	300,000円

労保連労働災害保険とは

○目的について

労働者の福祉の向上に寄与するため、保険契約者である事業主が法定外補償等について規程などにより行う、労働者に対する国の労災保険の上乗せ補償の費用を担保する保険です。

○労働災害について

業務上の事由または通勤による、労働者や労災保険の特別加入者の負傷または疾病、およびこれらに起因する障害または死亡について、労災保険法上の保険給付の支給決定を受けた場合に限りま。

○保険料について

事業主が負担する保険料は個人事業主の場合は必要経費、法人事業主の場合は損金に算入が認められています。詳しくは、税理士等にお尋ねください。

保険料は年間(契約期間)保険料になります(期間の途中で契約するときは、契約月を含む月割計算)。
また、保険料は分割払できます。

○保険料の割引について

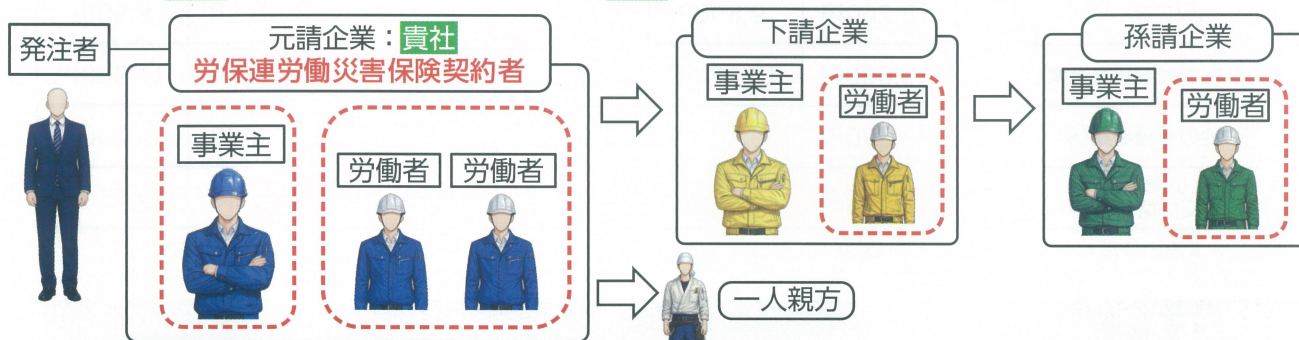
3年以上継続契約し、直近3年間の期間中に発生した労働災害による保険金の請求がない事業場には、一定の要件により保険料の3%~12%(上限)を割引します。

○建設業の事業場の補償の範囲について

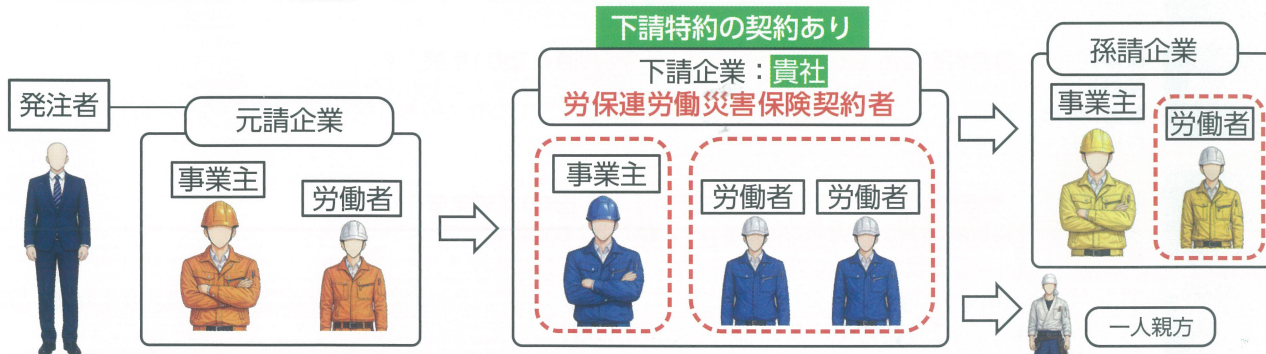
で囲まれた方が補償されます(事業主、一人親方は特別加入者)。

労務費率方式

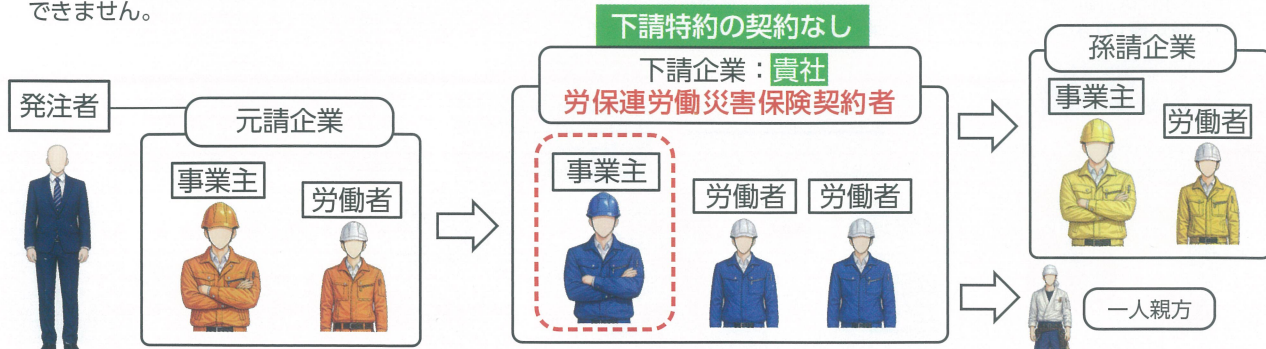
- 契約事業場(貴社)の元請工事現場の労災に対しては、**貴社**の労災が適用されるので、下請事業場の労働者も補償されます。



- 契約事業場(貴社)の下請工事現場の労災に対しては、元請企業の労災が適用されるので、別途「下請事業担保特約(下請特約)」の契約をすることで、**貴社**の労働者、孫請事業場の労働者も補償を受けることができます。



- なお、「下請事業担保特約(下請特約)」の契約をしていないと、**貴社**の労働者、孫請事業場の労働者は補償を受けることができません。



※事業主のみ補償、労働者は補償されません。

年間保険料

年間保険料は、次の「計算式」とおり事業場の賃金総額及び業種別に設定している保険料率により算出します。保険料のお見積りをご希望の際は、取扱事務組合にご相談ください。

年間保険料の計算式

$$\text{年間保険料 (10円未満切捨)} = \left[\frac{\text{賃金総額 (1,000円未満切捨)}}{\text{労働者 前年度概算賃金総額} + \text{特別加入者 当年度年間賃金総額}} \right] \times \text{業種別 保険料率}$$

※保険期間(8月1日午前0時～翌年8月1日午前0時)の途中で契約するときは、契約月を含む月割計算になります。

主な業種の賃金総額1,000万円のときの年間保険料見積もり

事業場の業種 (コード)	休業補償あり(Aタイプ)			休業補償なし(Bタイプ)		
	I型A (基本補償)	II型A (親切補償)	III型A (充実補償)	I型B (基本補償)	II型B (親切補償)	III型B (充実補償)
建築事業(35)	61,520円	72,560円	83,600円	33,120円	44,160円	55,210円
食料品製造業(41)	8,200円	9,890円	11,600円	5,100円	6,800円	8,500円
輸送用機械器具製造業(58)	10,660円	13,120円	15,590円	7,400円	9,880円	12,350円
その他の各種事業(94)	4,320円	5,160円	6,010円	2,540円	3,380円	4,240円
卸売業・小売業、 飲食店又は宿泊業(98)	4,510円	5,390円	6,280円	2,660円	3,540円	4,430円

※実際の保険料につきましては、事務委託をしている取扱事務組合または労保連本部・支部までお問い合わせください。

手続など

契約者

労保連の会員事務組合の委託事業場の事業主になります。(委託先の取扱事務組合を通じて申し込みます)
 ※この保険は、ご契約申込の撤回又は解除(クーリングオフ)はできません。
 ※暴力団等の反社会勢力・団体からの契約はお引き受けできません。

保険期間

保険期間は、毎年8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間です。
 保険期間の途中から契約するときは、保険料は契約月を含む月割り計算になります。
 なお、有期の建設事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条の適用を受けない事業(単独有期事業))については、その期間のみの契約(有期事業担保特約)もできます。

補償 対象者

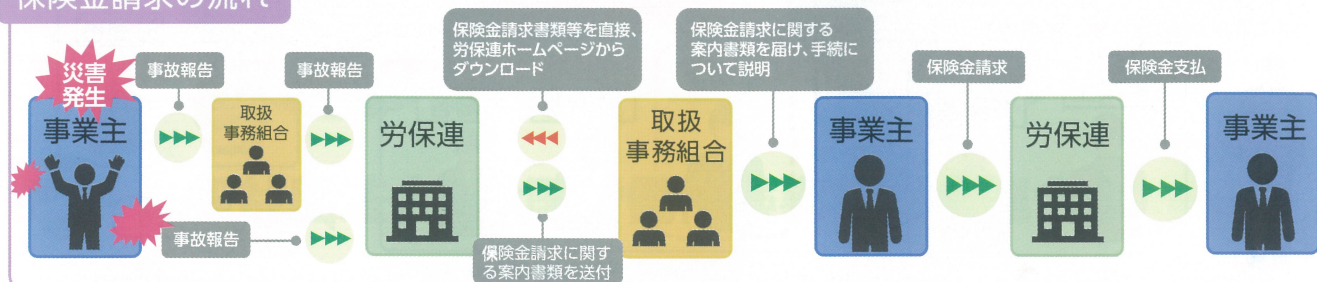
契約事業場の労働者(契約社員、パート、アルバイト等も含む)が対象者になります。
 また、国の労災保険の特別加入者(事業主、一人親方等)も対象者になります。

年間保険料 の払込み

年間保険料は毎年7月31日までに取扱事務組合に払い込みます(保険期間の途中から契約するときは、保険期間初日の前日までの「保険契約申込書」を提出するときに取扱事務組合に払込み)。
 保険期間初日の前日までに保険料を払込みできないときは、払込日当日までの間に発生した労働災害については、保険金の支払ができません。※保険料は金額にかかわらず分割払できます。

※保険金の請求には、国の労災保険の申請の際に労働基準監督署に提出した書類の写しや、労働基準監督署長から被災労働者に送付される「支給決定通知書」の写しが必要です。また、保険金は全額を被災労働者(死亡のときはその遺族)の方にお渡しください。

保険金請求の流れ



○保険金額について

死亡保険金、障害保険金の額は、保険契約者が保険契約締結時に選択した契約の型に応じ、被災労働者の給付基礎日額に、保険金の種類ごとに定められた下表の日数を乗じた額になります。

(単位：日)

契約の型 保険金の種類	I 型A	I 型A I 型B	I 型A I 型B I 型B	II 型A	II 型A II 型B	II 型A II 型B II 型B	III 型A	III 型A III 型B	III 型A III 型B III 型B	I 型B	I 型B I 型B	I 型B I 型B I 型B	II 型B	II 型B II 型B	II 型B II 型B II 型B	III 型B	III 型B III 型B	III 型B III 型B III 型B	
	(1口)	(2口)	(3口)	(1口)	(2口)	(3口)	(1口)	(2口)	(3口)	(1口)	(2口)	(3口)	(1口)	(2口)	(3口)	(1口)	(2口)	(3口)	
休業保険金	1日につき2/10									Bタイプは休業補償なし									
障害保険金	1級	600	1,200	1,800	800	1,600	2,400	1,000	2,000	3,000	600	1,200	1,800	800	1,600	2,400	1,000	2,000	3,000
	2級	600	1,200	1,800	800	1,600	2,400	1,000	2,000	3,000	600	1,200	1,800	800	1,600	2,400	1,000	2,000	3,000
	3級	600	1,200	1,800	800	1,600	2,400	1,000	2,000	3,000	600	1,200	1,800	800	1,600	2,400	1,000	2,000	3,000
	4級	480	960	1,440	640	1,280	1,920	800	1,600	2,400	480	960	1,440	640	1,280	1,920	800	1,600	2,400
	5級	420	840	1,260	560	1,120	1,680	700	1,400	2,100	420	840	1,260	560	1,120	1,680	700	1,400	2,100
	6級	360	720	1,080	480	960	1,440	600	1,200	1,800	360	720	1,080	480	960	1,440	600	1,200	1,800
	7級	300	600	900	400	800	1,200	500	1,000	1,500	300	600	900	400	800	1,200	500	1,000	1,500
	8級	240	480	720	320	640	960	400	800	1,200	240	480	720	320	640	960	400	800	1,200
	9級	180	360	540	240	480	720	300	600	900	180	360	540	240	480	720	300	600	900
	10級	120	240	360	160	320	480	200	400	600	120	240	360	160	320	480	200	400	600
	11級	60	120	180	80	160	240	100	200	300	60	120	180	80	160	240	100	200	300
	12級	30	60	90	40	80	120	50	100	150	30	60	90	40	80	120	50	100	150
	13級	18	36	54	24	48	72	30	60	90	18	36	54	24	48	72	30	60	90
	14級	12	24	36	16	32	48	20	40	60	12	24	36	16	32	48	20	40	60
死亡保険金	600	1,200	1,800	800	1,600	2,400	1,000	2,000	3,000	600	1,200	1,800	800	1,600	2,400	1,000	2,000	3,000	
死亡弔慰金	契約の型にかかわらず一律30万円																		

○保険金をお支払いしない主な労働災害について

国の労災保険の支給が決定されたときであっても、次の労働災害については、保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者またはその事業場の責任者の故意または重大な過失による労働災害。
- ・地震、噴火、津波による労働災害。
- ・戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似的な事変または暴動による労働災害。
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による労働災害。
- ・建設の事業であって徴収法第7条の適用を受けた事業以外に使用される労働者が被った労働災害。ただし、別に定める「有期事業担保特約」により契約を締結している場合には、保険金支払の対象となります。また、建設の事業であって、徴収法第11条第3項により賃金総額を労務費率により算定しない場合には、賃金総額に含めていない下請負人の労働者が被った労働災害。
- ・なお、保険契約者が徴収法第8条第1項による事業主とされない事業において被用者が被った労働災害に対しては保険金は支払いません。ただし、別に定める「下請事業担保特約」により契約を締結している場合は、保険金支払の対象となります。
- ・風土病による労働災害。
- ・職業性疾病（労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病、ならびに第8号および第9号以外の各号に列挙されている疾病のうち、被用者等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明らかな疾病をいいます。）による労働災害。ただし、労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病については保険金をお支払いします。
- ・被災者の故意または重大な過失のみによる被災者自身の労働災害。
- ・被災者が道路交通法関係およびその他の法令の重大な違反により生じた労働災害。
- ・被災者の故意の犯罪行為による被災者自身の労働災害。

●この保険について、ご不明な点がございましたら、下記事務組合または全国労働保険連にお問合せください。

また、ご契約に際しては、保険契約についての重要な情報が記載されている「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」を、事前に必ずお読みください。

労働災害保険取扱事務組合

お問い合わせ先

●商品・契約内容に関するお問合せ

●事故の受付・ご相談

●ご不満・ご要望のお申し出

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

労働災害保険課 TEL. 03-3234-1483

E-mail: hoken@rouhoren.or.jp



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 (労保連)

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル

TEL. 03-3234-1481 FAX. 03-3234-8880

(2026.4改訂)